

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 8 年 7 月 16 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 委託業務名 | TSO Comp.パネルシステム臨床検査業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「仕様書」による |
| (3) 履行期間 | 令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで |
| (4) 履行場所 | 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 検査部 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 2 条第 5 項に該当する者でないこと。
- (2) 九州管内において本公告日から過去 5 年間に臨床検査業務の実績を有していること。
- (3) 衛生検査所業務の分野において、一般財団法人医療関連サービス振興会による医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- (4) CAP（米国臨床病理医協会）、ISO15189 の資格認定を取得していること。
- (5) 医療法施行規則第 9 条の 8 第 1 項に該当する者であること。
- (6) 佐賀県内または福岡県内に衛生検査所登録した検査施設を有すること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者でないこと。
- (9) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (10) 入札参加届の提出期限の日から開札の日までの間に、佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (11) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって

暴力団又は暴力団員を利用している者

- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部署

郵便番号 840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係
電話 0952-28-1153 FAX 0952-28-1253
E-mail:keiyaku@koseikan.jp

(2) 入札説明書等の交付方法および交付期間

公告日から令和 8 年 7 月 24 日（金曜日）まで佐賀県医療センター好生館のホームページ（URL:<https://www.koseikan.jp/>）に掲載する。

なお、委託検査項目別仕様書等のデータファイルは、3 の〔1〕に示す E-mail アドレスあて会社名、担当者氏名及び E-mail アドレスを送信すれば、データファイルを送信する。

(3) 入札参加届等の提出

①入札者に求められる義務

ア 入札参加希望者は、入札参加届に関係資料を添えて、3 の（1）の担当部署に令和 8 年 7 月 24 日（金曜日）16 時までに提出しなければならない。提出方法は、持参（土曜、日曜日及び祝日を除く。）又は郵送（必着）によることとする。

イ 入札参加希望者は、入札する検査項目について、検査可能な根拠となる資料又は検査案内書を添付しなければならない。

ウ 入札参加希望者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

①日時 令和 8 年 7 月 28 日（火曜日）午前 11 時から

②場所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 医局横応接・会議室 AB

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の職員を立ち合わせて行うものとする。

(6) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 18 条第 1 項第 3 号により免除する。

(7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ①入札に参加する資格のない者
- ②入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者
- ③当該入札について不正行為を行った者
- ④入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- ⑤一人で二以上の入札をした者
- ⑥代理人でその資格のない者
- ⑦前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(8) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。なお、この場合の損害は入札者の負担とする。

- ①入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- ②天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。

(9) 契約者及び契約額の決定方法

- ①契約の交渉権者は、入札額により決定し、価格交渉後、契約者を決定する。
- ②予定価格の範囲内で申し込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、申し込みをした価格が低い者から順に交渉順位を付す。なお、最も価格の低い者が2人以上あるときは、くじ引きにより上位の交渉権者を決定する。
また、当該分野の予定価格の範囲内で申し込みをした者がなかった場合には、最大3回まで入札を実施する。
- ③交渉権者のうち、最も価格の低い者を第一交渉権者とし、その者との交渉により契約額を決定する。契約は、検査項目の単価契約とする。なお、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行い契約額及び契約者を決定する。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(3) この入札に関する入札説明書を必ず確認すること。